

島根県立松江養護学校「朝の預かり事業」業務委託  
に係る提案競技実施要領

学校の始業前から児童生徒を学校に預けることができる環境を整備し、保護者の勤務の制限等の負担軽減を図ることを目的として、当該業務の委託を行うにあたって、プロポーザル提案競技を以下のとおり実施する。

**1 企画提案競技に付する事項**

(1) 業務委託名

島根県立松江養護学校「朝の預かり事業」業務委託

(2) 仕様

島根県立松江養護学校「朝の預かり事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）

(4) 委託料の上限

4,788,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない）

※ 上記の額には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、島根県との打ち合わせに要する経費を含む。

※ 当該委託料の上限は、仕様書で示す委託業務の実施日をすべて実施した場合の上限とし、下回る場合はこの限りではない。

**2 スケジュール**

- (1) 公 募 開 始 : 令和8年2月9日（月）から
- (2) 質 問 受 付 期 限 : 令和8年2月17日（火）午後3時まで
- (3) 参 加 申 込 書 の 提 出 期 限 : 令和8年2月24日（火）午後5時まで
- (4) 参 加 資 格 通 知 : 令和8年2月26日（木）予定
- (5) 質 問 に 対 す る 回 答 : 令和8年2月26日（木）予定
- (6) 企 画 提 案 書 の 提 出 期 限 : 令和8年3月4日（水）午後5時まで
- (7) 審 査 結 果 の 通 知 : 令和8年3月6日（金）以降

**3 参加資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 島根県内に本社または営業所等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人と

して使用する者でないこと。

- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 業務について十分な遂行能力を有すること。
- (10) 契約期間において島根県教育庁特別支援教育課及び島根県立松江養護学校との協議、連絡調整が隨時行えること。

#### 4 提案競技書類等の閲覧手続に関する事項

##### (1) 閲覧手続

提案競技書類等の閲覧を希望する者は、「提案競技書類等閲覧申請書」を提出すること。

##### (2) 提出期限

令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 1 時まで

##### (3) 提出方法等

電子メールによる。

提出先メールアドレス [tokubetsushien@pref.shimane.lg.jp](mailto:tokubetsushien@pref.shimane.lg.jp)

必ず到着確認の電話を行うこと。

#### 5 企画提案競技説明手続に関する事項

##### (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 企画提案競技参加申込書 1 部（様式 1）

イ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1 部

ウ 会社概要書又は経歴書 1 部

エ 納税証明書の写し（島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書） 1 部

オ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1 部

カ 提案書 5 部（様式 2）

キ 見積書 1 部

- ・ 費用の積算根拠が明確になるよう作成すること。

なお、1(4)で示す委託料の上限は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）

を含まない金額であるが、契約にあたっては、消費税等を加算した額をもって契約するため、消費税等額についても明記すること。

(2) 提出書類の形式

原則としてA4判の用紙を用い、各ページに番号をつけること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

- ・ (1)アからオまでの書類については、令和8年2月24日（火）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。
- ・ (1)カ及びキの書類については、令和8年3月4日（水）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

14と同じとする。

(4) 企画提案競技説明会は開催しない。

## 6 参加申込みに関する事項

企画提案競技に参加を希望する者は、次により事前に参加申込みを行うこと。

なお、参加資格の確認結果は速やかに通知するものとし、参加資格を有すると認めた者に対しては、企画提案書の提出を要請する。

(1) 提出書類及び添付書類

- ・企画提案競技参加申込書（様式1）

※添付書類を含む

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで

(4) 提出方法等

持参又は郵送による。

なお、郵送の場合は書留とし、提出期限までに必着のこと。

## 7 質問に関する事項

(1) 提出書類

企画提案競技質問書（様式3）

(2) 提出期限

令和8年2月17日（火）午後3時まで

(3) 提出方法等

電子メールによる。

提出先メールアドレス tokubetsushien@pref.shimane.lg.jp

必ず到着確認の電話を行うこと。なお、口頭や電話での質問は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

令和8年2月26日（木）（予定）に、提案協議の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめ、質問者の名を伏せた、すべて同じものを電子メールにより回答する。なお、メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものとの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。

8 辞退に関する事項

企画提案競技参加申込みを行った後、辞退する場合は、次のとおり書面にて行うこと。

(1) 提出書類

辞退届（様式4）

(2) 提出期限

令和8年2月26日（木）午後5時

(3) 提出方法等

持参又は郵送により1部提出すること。

郵送による場合は書留とし、提出期限までに必着のこと。

9 契約予定者の選定に関する事項

企画提案競技の参加者（以下「参加者」という。）から書類提出を受け、別に定める審査会（以下「審査会」という。）において審査を行い、本業務内容に最も適する企画提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

・審査方法：島根県立松江養護学校「朝の預かり事業」業務に係る企画提案競技審査会において、厳正な審査を行い、契約候補者を選定する。

・結果通知：選定結果は、参加者全員に対して別途通知する。

なお、審査過程については公表しない。

また、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき

(4) 参加者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき

(5) 参加者が他人の提案を代理したとき

(6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び参加者に求められる義務を履行しなかつたとき

## 11 契約の締結に関する事項

### (1) 契約の相手方

審査会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合などは、審査会で決定された者を契約予定者とする。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 委託料の支払い

契約予定者との協議事項とする。

### (4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

### (5) その他の契約事項については、契約予定者と協議の上定める。

## 12 不当介入への対応

この企画提案競技に参加を希望する者が、企画提案競技の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁特別支援教育課に報告するとともに警察へ通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるとき、島根県教育庁特別支援教育課は、注意喚起その他必要な措置を講ずるものとする。

## 13 その他

### (1) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

### (2) 提出書類は、他の参加者に対して非公開とする。

### (3) 提出書類は、返却しない。

### (4) 企画提案競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### (5) 本件の企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

### (6) 令和8年2月議会において、本業務に係る予算の議決がなされない場合は、契約しない。

## 14 問合せ先（書類の提出先）

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁特別支援教育課（担当：池渕）

電話 0852-22-5989

メールアドレス tokubetsushien@pref.shimane.lg.jp